

保証料率割引商品・制度一覧

●保証料率割引商品

本冊子でご案内している保証商品の一部では、保証料率の割引を実施しています。下表に一覧としてまとめていますので、利用商品を検討される際にご活用ください。

商品名	掲載ページ	このような方に	保証料率
地域活力向上保証 「ふるさと」	P5	兵庫県外から県内に移住して創業する方や、兵庫県外から県内に事業所を増設、移転する方	通常の見証料率から 平均25%割引
ひょうご発展支援保証 「リードα」	P12	長期かつ柔軟な返済方法により大口資金を無担保で調達したい方	通常の見証料率から 20%割引
事業性評価保証 「タッグ」	P8	事業の強みを生かした更なる発展を目指す方	通常の見証料率から 平均20%割引 (注1)「たんけい」は、継続更新時(2回目以降)における直近決算の見証料率区分が、初回保証利用時の保証料率区分からランクアップ(1区分以上)している場合が対象です。
技術・経営力発展保証 「スター」	P9	技術力、経営力が評価される方	
短期継続保証 「たんけい」	P11	一括返済の短期資金を継続利用したい方	
SDGs支援保証 「ステップ」	P13	SDGs達成に向けて取り組む方	
事業承継・M&A保証 「リレー」	P25	事業承継に必要な資金を調達したい方	

※各商品の詳細につきましては、それぞれの掲載ページをご覧ください。

●保証料率の割引制度

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまを側面的に支援するため、以下のような保証料率の割引制度をご用意しています。ぜひご活用ください。

1.会計処理に関する割引

会計参与を設置しており、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等)の提出があった会社については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

2.有担保割引

普通保険等を利用した保証のうち、物的担保を裏付けとした保証については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注1)一部の保証については、割引が適用とならない場合があります。

(注2)物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は除きます。

3.商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

商工会・商工会議所から経営指導を受けている方が、商工会・商工会議所が発行する推薦書を添付して、小口零細企業保証に基づいた自治体融資制度を利用する場合、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注1)一定の要件を満たす必要があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。